中城村学校給食共同調理場運営に関する要綱の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和８年11月２日

教育長　　宮　平　　守　市



中城村教育委員会訓令第４号

中城村学校給食共同調理場運営に関する要綱の一部を改正する訓令

中城村学校給食共同調理場運営に関する要綱の一部を改正する訓令について

中城村学校給食共同調理場運営に関する要綱（平成21年中城村教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（給食費の基準日額及び基準日数） 第５条　学校給食費の基準日額は、別表第１に定める学校給食費の額に11を乗じ、200で除した額（10円未満については切り上げ）とする。	（給食費の基準日額及び基準日数） 第５条　学校給食費の基準日額は、別表第１に定める学校給食費の額に11を乗じ、200で除した額（10円未満については切り上げ）とする。ただし、１月の学校給食日数の基準は、18日とする。
（給食費の納入） 第８条　学校給食費は、保護者等が当該月分を25日までに、定められた金融機関に給食費納付通知書を用いた方法又は口座振替の方法により納付するものとする。	（給食費の納入） 第８条　学校給食費は、保護者等が当該月分を10日までに、定められた金融機関に給食費納付通知書を用いた方法又は口座振替の方法により納付するものとする。
２　この要綱に定めるもののほか、学校給食費の納入については、中城村会計規則（平成12年中城村規則第16号）の例による。	
３　（略）	２　（略）
第12条　削除	（会計年度） 第12条　学校給食費に関する会計年度は、４月１日に始まり翌年３月31日に終わるものとする。
第13条　削除	（出納の閉鎖） 第13条　出納は、翌年度の５月31日をもって閉鎖する。
第14条　削除	（会計監査） 第14条　毎会計年度の歳入歳出決算に関する調書及び予算執行実績に関する資料を作成し、運営委員会に置く監査委員

	の監査を付さなければならない。
様式２号（第10条関係）	様式２号（第９条関係）

附　則

この訓令は、令和9年4月１日から施行する。